

# 令和5年度文化・芸術・スポーツ鑑賞等補助事業実施要領

## 1 目的

組合員及びその被扶養者が心身のリフレッシュや教養の向上を図ることを目的として、県内で開催される文化・芸術・スポーツ鑑賞等を行う時のチケット配布及び代金の一部を補助する。

## 2 実施主体

公立学校共済組合愛媛支部

## 3 対象者

申込時から利用日まで継続して組合員または被扶養者の資格を有し、別表「補助対象事業一覧」にある「補助対象」に該当する者。

ただし、任意継続組合員及びその被扶養者は対象外。

## 4 対象事業

別表「補助対象事業一覧」のうち、組合員が希望するいずれか一つの事業。

## 5 補助額及び補助人員

### (1) 補助額

組合員及び被扶養者ともに1人当たり1,000円程度

### (2) 補助人員

2,000人程度

## 6 申込方法

「令和5年度文化・芸術・スポーツ鑑賞等補助事業申込書」を愛媛支部ホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ提出すること。

なお、被扶養者のみの申し込みは不可とする。

## 7 申込書提出先及び締切日

### (1) 提出先

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2  
公立学校共済組合愛媛支部 総務・健康グループ  
※郵送による提出のみ受付。FAXによる提出は不可。

### (2) 提出期限

**令和5年6月30日（金）必着**

## 8 補助対象者の決定方法

申込多数の場合は、抽選により決定する。

決定者には、後日、所属所を通じてチケット等を送付する。

## 9 その他

決定後は、いかなる場合もチケット種別の変更や他の席種等への変更は不可とする。